様式第3号（第9条関係）

高次脳機能障害者ミニデイサービス利用却下通知書

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長　　　　　　　　　　　　　印

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった高次脳機能障害者ミニデイサービス事業につきましては、下記の理由により利用を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

　　【却下の理由】

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。